

市・県民税に関する ご質問に お答えします！



税金は、私たちが豊かで安定した暮らしができるよう、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。

11月11日から同17日まで「税を考える週間」。これは、税の仕組みや使われ方などについて、皆さんに考えてもらおうと設けられたものです。

今回は、皆さんから市に多く寄せられる市・県民税（住民税）に関するご質問についてお答えします。

「収入」と「所得」は どう違うの？

Q 本庁・市民税課で所得証明書を交付してもらったところ、「収入」と「所得」という記載がありました。どう違うのでしょうか？

A 例えば、事業を行っている場合、その事業で得た収入から必要経費を差し引いた額が利益となりますが、この必要経費を差し引く前の額が「収入」、差し引いた後の額が「所得」となります。

なお、給与や公的年金などの収入は、必要経費を特定することが難しいため、収入額から収入に応じた一定の額を差し引いて、所得を計算する

ことになっています。

無収入なのに なぜ納税通知書が届くの？

Q 昨年（平成19年）の12月末に退職したため、今年（平成20年）は無収入ですが、市・県民税の納税通知書が送られてきました。納付しなければならぬのでしょうか？

A 市・県民税は、前年中（1月1日～12月31日）の所得に対して課税されます。納税通知書は、平成19年中の所得に対して平成20年度分の市・県民税として通知したものですので、各納期限までに納付していただくこととなります。なお、今年（平成20年）中

に収入がない場合は、来年度（平成21年度分）の市・県民税は課税されません。

市・県民税と健康保険 の扶養要件は違うの？

Q 健康保険の扶養に入っている場合、市・県民税の扶養に入れない場合があると聞きました。要件が違うのでしょうか？

A 所得の合計額が38万円以下（給与収入103万円以下）であれば、市・県民税の扶養に入ることができます。しかし、健康保険の扶養要件には別の基準があるため、健康保険の扶養に入っているからといって、市・県民税の扶養に入ることができるとは限りません。健康保険の扶養要件についての詳しいことは、ご自身が加入されている健康保険の担当者へご確認ください。なお、市・県民税の扶養に入っていない場合、所得が28万円（給与収入93万円）を超えるときは、市・県民税が課税される場合があります。

遺族年金に 税金は課税されるの？

Q 遺族年金で生活しています。市・県民税は課税されるのでしょうか？

A 課税されません。市・県民税は通常、すべての所得に対して課税されることになっていますが、公益上または政策上の理由、担税力などの観点から、課税されない所得があります。その所得には遺族年金のほか、障害年金や雇用保険の失業給付などがあります。

個人年金を受け取ると きの市・県民税は？

Q 老後の生活に備えて、個人年金を掛けています。将来受け取る際の市・県民税はどうなるのでしょうか？

A 個人年金を受け取った場合には、その年中に受け取った額から、今まで支払ってきた保険料を差し引いて、残った額が所得（雑所得）となり、市・

生命保険金を受け取った ときの市・県民税は？

Q 病気や事故、老後の生活に備えて生命保険に加入していますが、その生命保険金を受け取ったときの市・県民税はどうなるのでしょうか？

A 生命保険金を受け取られる場合、その保険金が死亡に基づくものか、満期によるものか、また保険料の負担者だれなのか、ということなどによって、一時所得として所得税や市・県民税が課税される場合と、贈与税や相続税が課税される場合があります。例えば夫婦の場合は、原則として右下表のとおりとなります。

なお、一時所得の場合の所得額は、右下の式で計算します。相続税・贈与税の所得額

◆生命保険金を受け取ったときに課税される税（夫婦の場合）

被保険者	負担者	受取人	受取理由	課税される税
夫	夫	夫	満期	夫に所得税、市・県民税
夫	夫	妻	満期	妻に贈与税
			夫の死亡	妻に相続税
妻	夫	夫	満期 妻の死亡	夫に所得税、市・県民税

◆所得額の計算式（一時所得の場合）

$$([受取った生命保険金 - 今まで支払ってきた保険料] - 50万円) \times 1/2$$

の計算方法などについては、天草税務署 ☎2510へお尋ねください。

※詳しいことは、本庁・市民税課市民係 ☎1111 内線1143へお尋ねください。

税情報

租税教室を開催します

天草税務署では、各地区や各種団体、給与所得者や児童・生徒などを対象に、租税教室を開いています。希望する内容や日程にあわせて、税務署の職員または税理士が講師として伺いますので、お気軽にお申し込みください（夜間でも結構です）。

希望する場合は、天草税務署 ☎2510へご連絡ください。

年末調整説明会を開く

12月は給与などにかかる源泉所得税の年末調整の月です。次の日程で年末調整説明会を開きます。

●日程 11月19日（午後2時～同4時）牛深総合セ

ンター / 11月20日（午前10時～正午と午後2時～同4時）天草市民センター。
※詳細は天草税務署 ☎2510へお尋ねください。

「税を考える週間」 記念講演会を開催

天草地区税務協力団体長連絡協議会では、「税を考える週間」にあわせて記念講演会を開催します。

当日は、天草島内の中学生や高校生から募集した税に関する作文の入賞作品の発表や入賞者の表彰も実施します。入場は無料です。皆さん、ぜひご参加ください。

●とき 11月12日（午後1時30分～同3時30分）
●ところ 天草市民センター 大会議室。

●演題 「相続よもやま話」
●講師 小川裕通氏（天草税務署署長）。

※詳細は（社）天草法人会事務局 ☎4339へお尋ねください。